

## 6.1.6 建設工事の実施に伴う残土

### 1 調査

#### (1) 調査の手法

##### ①調査項目（調査すべき情報）

建設工事の実施に伴う残土が周辺環境に影響を及ぼすおそれがあることから、その影響を予測・評価するため、以下の事項について調査しました。

- ア 残土に係る関係法令等の状況
- イ 残土の利用・処分技術に係る現況
- ウ 残土の処理施設の立地状況
- エ 七隈線における建設工事の実施に伴う処分実績

##### ②調査方法

既存の文献または資料により、関係法令等の状況、残土の処理状況、利用・処分のための処理施設の立地状況、七隈線の処分実績等に関する情報を収集しました。

##### ③調査地域及び調査地点

調査地域は、七隈線の区間、対象事業実施区域周辺及び工事に伴う残土の運搬可能な範囲としました。

##### ④調査期間及び調査時期

調査期間等は特に設定しません。

##### ⑤調査手法の選定理由

選定した調査手法は、残土の状況を把握するための基本的な手法です。

## (2) 調査の結果

## ①残土に係る関係法令等の状況

ア「資源の有効な利用の促進に関する法律」（平成3年4月26日 法律第48号 最終改正：平成14年2月8日 法律第1号）（P.228参照）

建設工事において、残土は「指定副産物」として、その全部又は一部を再生資源として利用することを促進することが特に必要なものとして位置づけられています。

イ「建設リサイクル推進計画2008」（平成20年4月30日 国土交通省）（P.229参照）

本計画においては、循環型社会の構築の観点から、建設廃棄物のほか、平成27年度の建設発生土の有効利用率（90%）を目標指標としています。

建設発生土については、搬出土砂が供給過多状態にあることから、他の工事現場に搬出されて利用されるもの以外の有効利用についても評価すべく、建設発生土の再利用率に関する目標値を設定することを視野に入れて、建設発生土の搬出状況について実態把握を行うこととしています。

※有効利用率：土砂利用量に対する建設発生土の利用量の比率

ウ「九州地方における建設リサイクル推進計画2010」（平成22年5月 九州地方建設副産物対策連絡協議会）（P.230参照）

本計画については、「建設リサイクル推進計画2008」と同様の考えを示しており、平成27年度の建設発生土の有効利用率（90%）を目標指標としています。

## ②残土の利用・処分技術に係る現況

福岡市の公共工事においては、発生する残土の取り扱いについて、以下に示すとおりとしています。（出典：福岡市財政局資料）

## ア 発生量の抑制

設計段階から発生量の抑制に努め、さらに切土、盛土のバランスをとる等、搬出量の抑制に努める。

## イ 資源の有効利用

他工事との工事間利用の促進や再利用施設等の利用に努める。

## ウ 適正処分

やむを得ず処分する場合は、福岡市指定処分場にて処分する等、適正な処分を行う。

## ③残土の処理施設の立地状況

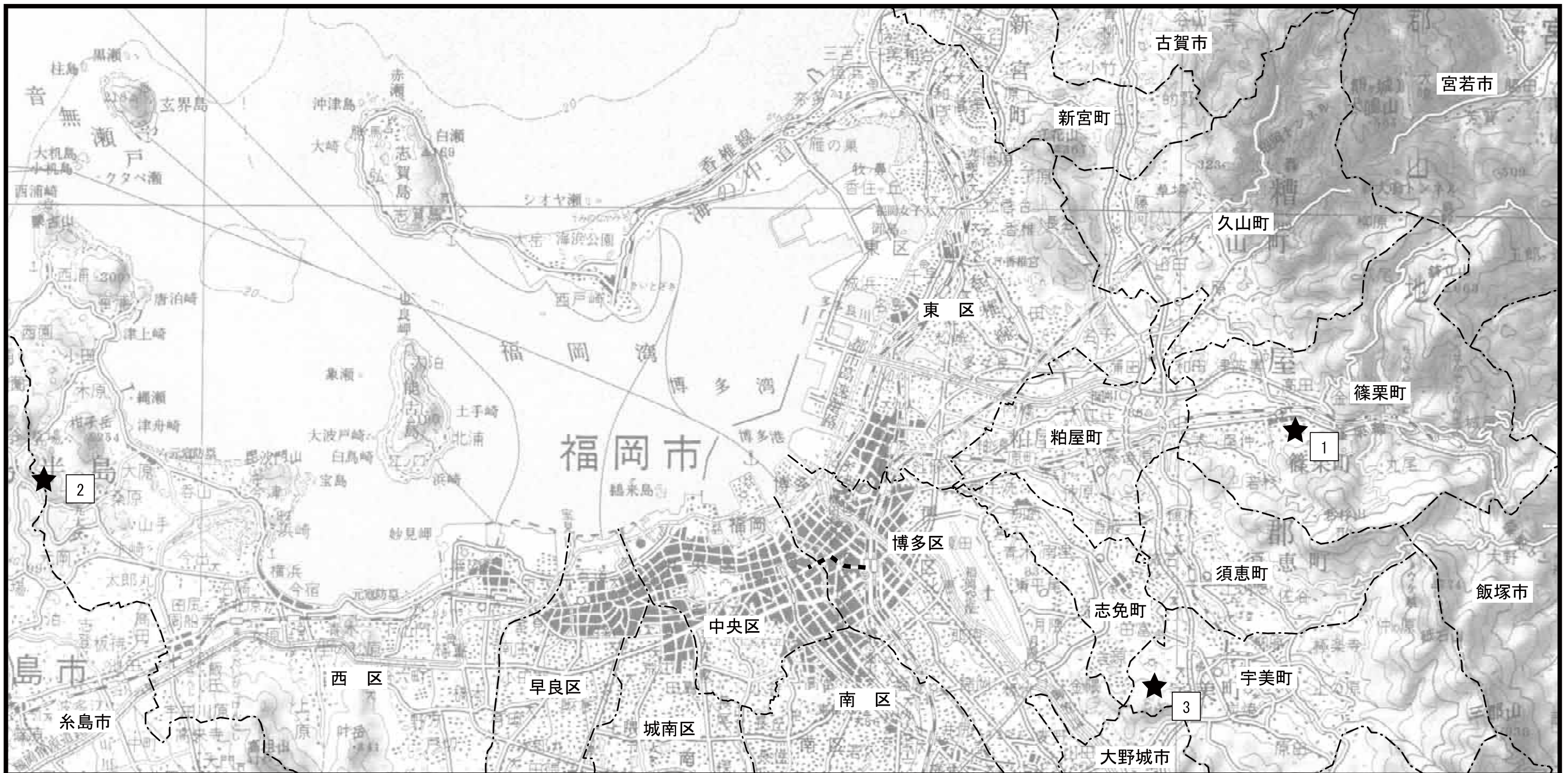
福岡市指定処分場を表6.1.6-1、図6.1.6-1に示します。

残土の指定処分場は3施設です。（平成24年2月17日現在）

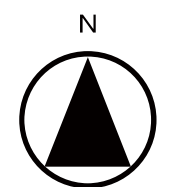
表 6.1.6-1 指定処分場一覧

区分	地点	施設名称	施設所在地
指定処分場	1	篠栗処分場	福岡県糟屋郡篠栗町 4002
	2	桜井処分場	福岡県糸島市志摩桜井 155
	3	宇美処分場	福岡県糟屋郡宇美町大字井野 719

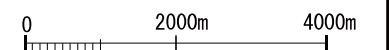
出典：福岡市財政局資料



凡 例    - - - - - 対象事業実施区域    ★ 指定処分場



1:100,000



出典：「福岡市財政局資料」

図 6.1.6-1 残土の処理施設の立地状況図

## ④七隈線における建設工事の実施に伴う処分実績

七隈線の工事において発生した残土は、表6.1.6-2に示すとおり約200万m<sup>3</sup>でした。

発生した残土は橋本車両基地の盛土材及び他工区の埋戻土や、アイランドシティ埋立工事、土地区画整理事業等の他工事での利用など、工事間調整を行い可能な限り有効利用を図っています。

なお、有効利用できない残土は指定処分場にて処分する等、適正な処分がなされています。

表6.1.6-2 七隈線工事における残土の処分量及び処分場所

処分場所	処分量 (m <sup>3</sup> )
アイランドシティ事業	1,530,000
指定処分場 (塩浜、小金丸)	110,000
土地区画整理事業 (田尻、伊都)	80,000
橋本車両基地 及び埋戻土	130,000
自由処分 (指定処分場以外の処分場)	160,000
合 計	2,010,000

## 2 予測

### (1) 予測の手法

#### ① 予測項目及び予測方法

建設工事の実施に伴う残土の発生量について、施工計画を基に予測し、その利用・処分方法などについて予測しました。

#### ② 予測地域及び予測地点

残土の発生が考えられる対象事業実施区域を予測地域としました。

#### ③ 予測対象時期等

残土が発生する建設工事の施工中を予測対象時期としました。

#### ④ 予測手法の選定理由

残土の予測手法としては、一般的なものです。

### (2) 予測の結果

駅や立坑部における開削工事等に伴う残土の発生量は表 6.1.6-3 に示すとおりと予測されます。

発生した残土については、他工事との工事間利用に努め、有効利用できない残土は、表 6.1.6-1 (P.243 参照) に示す福岡市指定処分場にて処分する等、適正な処分を行います。

よって、工事に伴い発生する残土は関係法令等を踏まえて適正に処理されると予測されます。

表 6.1.6-3 建設工事の実施に伴う残土の発生量

区間	土量 (m <sup>3</sup> )
天神南駅～中間駅間	—
中間駅	70,000
中間駅～博多駅間	—
博多駅折り返し線部	27,000
博多駅	66,000
合 計	163,000

## 3 環境保全措置

予測の結果、建設工事の実施に伴い、残土が発生し、対象事業実施区域外に搬出されますが、環境影響をできる限り回避・低減させるため、表 6.1.6-4 に掲げる環境保全措置を検討し、その結果「発生する残土の他工事との工事間利用の促進」を実施します。

表 6.1.6-4 建設工事の実施に伴う残土に関する環境保全措置の検討結果

影響要因	影響	検討の視点	環境保全措置	環境保全措置の効果並びに不確実性の程度	措置の区分	採用の有無	実施主体	妥当性の理由	当該措置を講じた場合の環境の状況の変化
工事の実施	建設工事の実施	残土の発生	発生する残土の他工事との工事間利用の促進	発生した残土は他工事との工事間利用を促進し可能な限りの有効利用に努めます。	低減	有	事業者	発生する残土を他工事に利用することで実行可能な範囲で低減の効果が期待できます。	他の環境要素への影響はありません。
			掘削で発生した土の現場内処理の実施	掘削で発生した土を場外に搬出しないように計画を立てることで、残土の発生量を低減できます。不確実性は小さいと考えられます。	低減	無	事業者	発生した土の現場内利用は、工事区域が都市部の道路上であることから、限られた施工ヤードとなり、土の仮置きが困難です。	他の環境要素への影響はありません。
			残土の発生総量の削減	残土については、発生総量削減の視点で施工計画を検討し、総量の削減に努めます。	低減	無	事業者	発生総量を削減することは、工事計画上で困難です。	他の環境要素への影響はありません。

さらなる低減を図るための配慮事項として、「(2) 調査の結果 ①残土に係る関係法令等の状況」(P. 242 参照)に示す関係法令等を踏まえて、埋戻しにおいて可能な範囲内で再生材を使用するなど、工事の実施において資源の有効利用に努めてまいります。

#### 4 評価

環境影響の程度に応じて実施する環境保全措置によって、事業者により実行可能な範囲内で環境影響が回避・低減されているかどうかを評価しました。

なお、環境影響の程度は、「関係法令等に準じて工事に伴い発生する残土が適正に処理されるか」を評価の基準としました。

建設工事の実施に伴う残土の予測結果は、対象事業で発生する残土は、七隈線の建設工事と同様に、他工事での利用など可能な限り有効利用が図られ、やむを得ず処分する場合は福岡市指定処分場にて処分する等、適正に処分されると予測されます。よって、工事に伴い発生する残土は関係法令等を踏まえて適正に処理されると予測されます。

さらに、他工事との工事間利用を促進し可能な限りの有効利用に努めるなど、事業者により実行可能な範囲内で保全対策を実施します。また、「(2) 調査の結果 ①残土に係る関係法令等の状況」(P. 242 参照)に示す関係法令等を踏まえて、埋戻しにおいて可能な範囲内で再生材を使用するなど、工事の実施において資源の有効利用に努めてまいります。

以上のことから、事業者により実行可能な範囲内で環境影響が回避・低減されているものと評価しました。